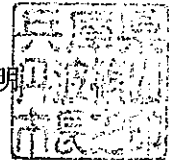


丹波篠山市告示第 74 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒井 隆 明



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

大山上地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 7 月 16 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 4 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

【農地】農地が維持できなくなった農家は、地域の中心となる農家へ中間管理機構を活用し農地を集積する。

- ・山際の耕作放棄地の活用方法として、特産品「栗」の新植を検討する（一般社団法人・天内との連携により）。

【農業機械】水稻栽培は、田植え機・コンバイン等の農業機械の高額化により、個人購入は負担が重く非効率の為、地域内の就農者に部分作業委託をお願いする。

【担い手】担い手確保の一端として、地域内の空き家を活用し新規就農者の呼び込みに取り組む。

【農作物】高付加価値商品の生産と生産品目の明確化により、丹波ブランドの「丹波黒大豆」「小豆」「丹波栗」、地域特産物「天内芋」の良品生産に取り組む。

【その他】地域の農地維持管理の為「草刈り隊」の結成に取り組む。